

一宮市上下水道部告示第10号

地方自治法第231条の3第4項により、次のとおり水道料金等納入通知書を送達します。
なお、この通知書は、上下水道部営業課で保管しており、申出によりいつでも交付します。

令和 7年 6月4日

一宮市水道事業等管理者
多和田 雅也

1 納入義務者

住 所	氏 名
岐阜県各務原市鵜沼台1-2	久田 寛高